

# 認定薬局制度の現状

滋賀県健康医療福祉部薬務課

# 特定の機能を有する薬局の認定

令和3年8月1日施行

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応



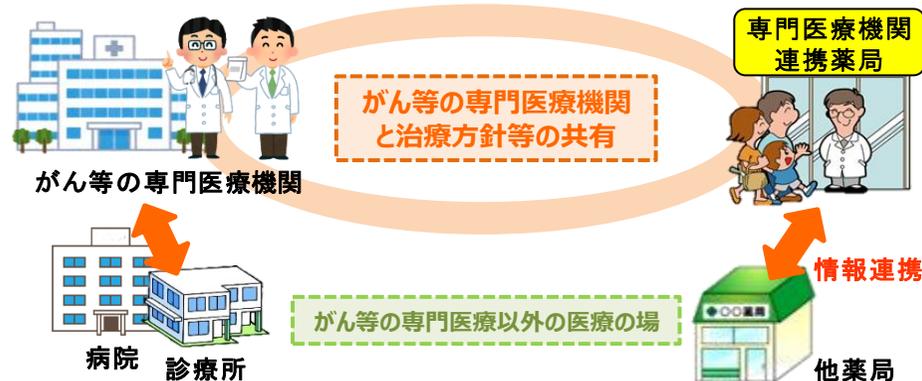
患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

## 地域連携薬局



## 専門医療機関連携薬局

※傷病の区分ごとに認定  
(現在規定している区分は「がん」)



### 〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

### 〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

〔専門性の認定を行う団体〕

- 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん）） ●日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師）

※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新とする。

認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。

※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」(薬機法施行規則上の制度)については、引き続き推進する。

# 地域連携薬局の基準

## ● 地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置</li> <li>○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</li> </ul>
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加</li> <li>○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備</li> <li>○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績）</li> <li>○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備</li> </ul>
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開店時間外の相談応需体制の整備</li> <li>○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備</li> <li>○ 麻薬の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）</li> <li>○ 医療安全対策の実施</li> <li>○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施</li> <li>○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績</li> </ul>
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>在宅医療に必要な対応ができる体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績）</li> <li>○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制</li> </ul>

# 専門医療機関連携薬局の基準

## ● 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

① 新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとすること。

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置</li> <li>○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</li> </ul>
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加</li> <li>○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備</li> <li>○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（①の傷病の区分に係る患者の半数以上報告・連絡した実績）</li> <li>○ 地域の他の薬局に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備</li> </ul>
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><b>①に係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開店時間外の相談応需体制の整備</li> <li>○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備</li> <li>○ 麻薬の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 医療安全対策の実施</li> <li>○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>○ ①の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置</li> <li>○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する①の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施</li> <li>○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に関する研修の継続的な実施</li> <li>○ 地域の他の医療提供施設に対する①の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績</li> </ul>

# 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定目標数

## 1 地域連携薬局

地域包括ケアシステムの一員として機能するために、日常生活圏域（中学校区）に1薬局以上

⇒ 令和6年度までに100薬局以上（各年度25薬局以上）

## 2 専門医療機関連携薬局

がん連携診療拠点病院等と連携するために、二次医療圏に1薬局以上

⇒ 令和6年度までに7薬局以上

# 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 認定数

(令和6年12月5日時点)

二次医療圏	市町	薬局数 (R6.3.31)	中学校区	地域連携薬局	専門医療機関連携薬局
大津	大津市	157	18	8	1
湖南	草津市	68	6	8	4
	守山市	40	4	4	
	栗東市	41	3	4	
	野洲市	24	3	1	
甲賀	甲賀市	41	6	3	0
	湖南市	21	4	1	
東近江	東近江市	47	9	0	0
	近江八幡市	48	4	4	
	日野町	8	1	0	
	竜王町	4	1	1	
湖東	彦根市	63	7	3	1
	愛荘町	5	2	0	
	豊郷町	4	1	2	
	甲良町	0	1	0	
	多賀町	1	1	0	
湖北	米原市	12	6	0	0
	長浜市	64	10	8	
湖西	高島市	25	6	1	0
合計		673	93	48	6

# 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局一覧



滋賀県ホームページ内のgoogle検索で「地域連携薬局一覧」と検索

## 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 認定一覧

2024年11月6日

- 患者さん自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局の知事認定制度が令和3年6月1日からスタートしました。その機能をもつ薬局として「地域連携薬局」「専門医療機関連携薬局（がん）」があります。
- 地域連携薬局は、外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や遠隔時を含め、他の医療提供施設との連携機能の一元的・総合的な情報連携に対応できる薬局です。
- 専門医療機関連携薬局（がん）は、がんの専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局です。
- 薬局を選択する際の参考にしてください。

**地域連携薬局**

【地域連携薬局で実施していること】

- 関係機関との情報共有の実施（入院時の待合室情報の医薬情報への提供、遠隔時かつオンラインへの参加、患者さんや家族の病歴の共有等の医療機関への提供等）
- 業務時間外でも利用者からの電話相談に対応。
- 夜間・休日も含む薬剤に対応。
- 在宅患者への薬学的管理・服薬指導を実施。
- 地域包括ケアの研修を受けた薬剤師の配置。

**専門医療機関連携薬局（がん）**

【専門医療機関連携薬局（がん）で実施していること】

- 関係機関との情報共有の実施（がん専門医療機関との診療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- 業務時間外でも利用者からの電話相談に対応。
- 夜間・休日も含む薬剤に対応。
- がんに対する専門的知識を有する学生に認定された薬剤師の配置。

地域連携薬局を活用していませんか？ (PDF:2 MB)

地域連携薬局を活用していませんか？ (薬品提示用ポスター) (PDF:7 MB)

認定薬局一覧を地図上で確認することができます ⇒⇒⇒ [こちら](#)

薬局薬剤師の業務、地域連携薬局の紹介動画を作成しました。

「ご存知ですか？ 薬局薬剤師のおしごと」 ⇒⇒⇒ [こちら](#)

- 健康
- 医療
- 保険
- 薬事・感染症
- 高齢者福祉・介護
- 障害福祉
- 地域福祉

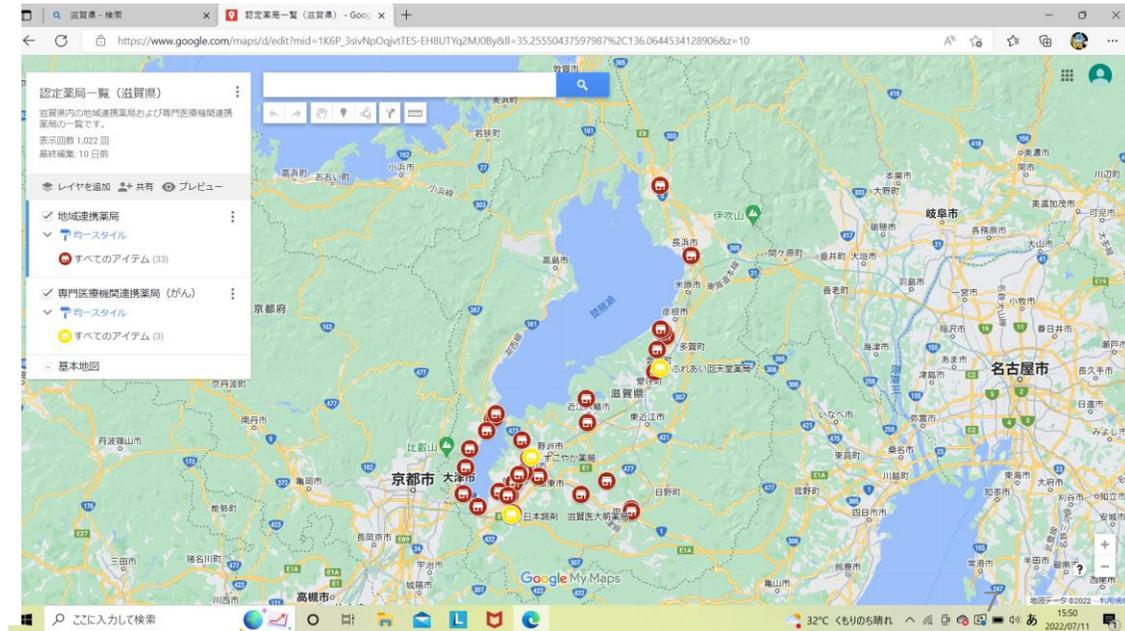
### バナー広告



### バナー広告募集中

✓ 「認定一覧」を掲載(薬局名称、住所、認定日)

✓ 薬局薬剤師の業務・地域連携薬局の紹介動画を掲載



地域連携薬局 認定一覧			
No.	名称	住所	認定日
1	大平薬局 衣川店	大津市衣川一丁目37-2	令和4年2月2日
2	大平薬局 大津富士見台店	大津市富士見台3-1	令和4年2月2日
3	大平薬局 望田東店	大津市今登田二丁目23-17	令和4年2月2日

# 地域連携薬局等の認知度向上取組

## 県民向けチラシの作成・配布

### 地域連携薬局 を活用してみませんか？

患者さんが安心して治療を受けられるよう  
地域の医療・介護施設と連携しながら患者さんを支えます

地域連携薬局はこんなことができます

**プライバシーに配慮した相談窓口**



座って相談できるスペースがあります。周りを気にせずゆっくり薬の相談ができます。

**在宅訪問対応**



通院できなくなった方の自宅や施設に薬を届け、薬の説明や管理の手伝いをします。

**休日・夜間の相談、調剤対応**



開局時間外でも薬の飲み間違い、服用のタイミングなどの相談ができます。また、在宅患者の症状悪化時の調剤にも対応します。

**バリアフリーに配慮した構造**



手すりやスロープなど高齢者・障害のある方も安心して利用できます。

**専門研修を受けた薬剤師が常駐**



地域医療に精通した薬剤師が対応します。

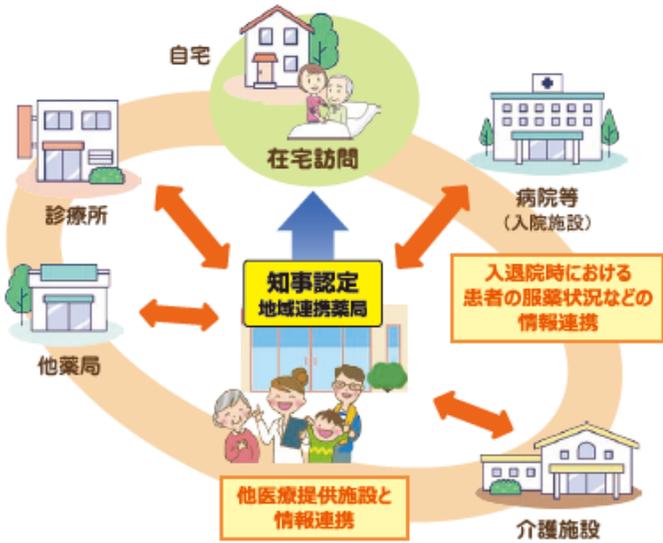
**医療機関・介護施設との連携**



薬の服用状況や症状を医療機関などと共有し、最適な薬物療法を提供します。

### 地域連携薬局とは？

外来受診時や医療機関への入退院時、自宅や介護施設で医療を受ける際の訪問対応など、地域の医療機関、介護施設、薬局などと協力して、患者を支えていく薬局です



#### 地域連携薬局の探し方

**<一覧・地図から探す>**  
 滋賀県のホームページから検索できます  
 「滋賀県ホームページ」→「県民の方」→「健康・医療・福祉」→「薬事・感染症」  
 →「地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 認定一覧」  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/319999.html>



**<いつも利用する薬局が認定を受けているか調べる>**  
 医療ネット滋賀から検索できます  
<https://www.shiga.iryu-navi.jp/qqport/kenmintop/>



滋賀県健康医療福祉部薬務課  
 ☎ 077-528-3634    ✉ yakumu@pref.shiga.lg.jp

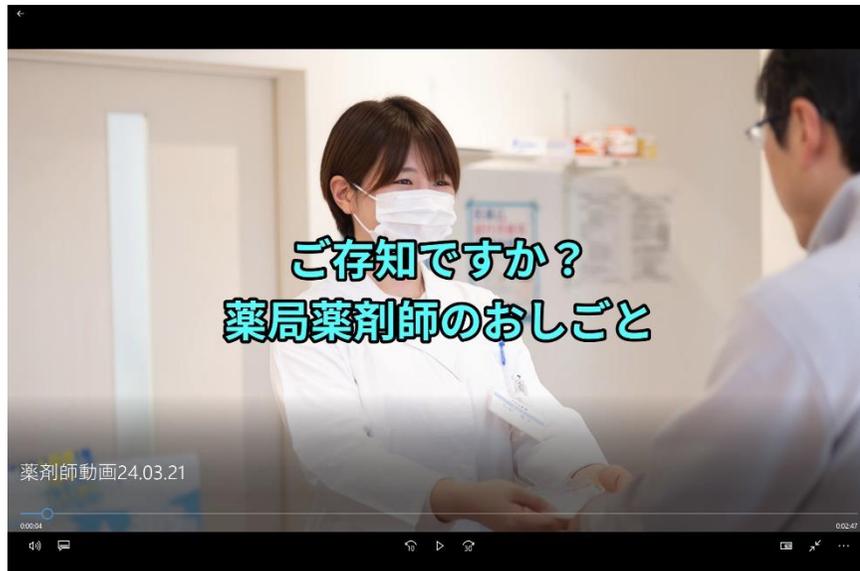


# 地域連携薬局等の認知度向上取組

## 薬局薬剤師・地域連携薬局啓発動画の作成およびポスターの送付

○啓発ポスター  
各病院、地域連携薬局、市町在宅医療主管課 等へ送付

○滋賀県公式You tubeチャンネル  
<https://youtu.be/4sbanZK5j1Y>



**地域連携薬局**  
を活用してみませんか？

Mother Lake  
滋賀県

**地域連携薬局とは？**

- 外来受診
- 病院への入退院
- 自宅や介護施設への訪問

などを受ける際、**地域の医療機関、介護福祉施設**などと協力して、患者さんを支えていく薬局のことです。

**お近くの地域連携薬局はこちらから！**

もしくは  🔍

県内の地域連携薬局の一覧を滋賀県のホームページで掲載しています  
「滋賀県ホームページ」⇒「県民の方」⇒「健康・医療・福祉」⇒「地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 認定一覧」  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/japan/kenkou/ryouhukushi/yakuzi/319999.html>

滋賀県健康医療福祉部薬務課  
077-528-3634    yakumu@pref.shiga.lg.jp

# (全国) 地域連携薬局 認定数

全数 4,297 (令和6年9月30日時点)

北海道	187	東京都	667	滋賀県	47	徳島県	28
青森県	30	神奈川県	371	京都府	131	香川県	50
岩手県	28	新潟県	86	大阪府	302	愛媛県	37
宮城県	92	山梨県	16	兵庫県	179	高知県	19
秋田県	22	長野県	71	奈良県	33	福岡県	125
山形県	27	富山県	40	和歌山県	14	佐賀県	9
福島県	78	石川県	37	鳥取県	26	長崎県	32
茨城県	152	岐阜県	51	島根県	15	熊本県	37
栃木県	59	静岡県	136	岡山県	53	大分県	32
群馬県	58	愛知県	160	広島県	110	宮崎県	22
埼玉県	256	三重県	72	山口県	28	鹿児島県	39
千葉県	210	福井県	16			沖縄県	107

# (全国) 専門医療機関連携薬局 認定数

全数 205 (令和6年9月30日時点)

北海道	15	東京都	17	滋賀県	5	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	19	京都府	2	香川県	1
岩手県	1	新潟県	1	大阪府	16	愛媛県	2
宮城県	6	山梨県	0	兵庫県	7	高知県	0
秋田県	0	長野県	6	奈良県	0	福岡県	9
山形県	4	富山県	2	和歌山県	0	佐賀県	2
福島県	1	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	5
茨城県	8	岐阜県	3	島根県	1	熊本県	3
栃木県	4	静岡県	4	岡山県	4	大分県	1
群馬県	3	愛知県	11	広島県	3	宮崎県	1
埼玉県	14	三重県	4	山口県	2	鹿児島県	3
千葉県	11	福井県	0			沖縄県	1

# 地域連携薬局の取組状況（令和6年11月30日時点）

## 1 地域の医療機関に報告・連絡を行った実績（月平均30回以上）

※認定取得薬局平均回数

	入院時	退院時	外来受診時	在宅訪問時	月平均
回数	0.1	0.1	18.5	44.3	63.0

## 2 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績（年1回以上の実績）

※認定取得薬局平均回数

	年平均
回数	10.2

## 3 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績）

※認定取得薬局平均回数

	月平均
回数	31.8

# 研修会の事前アンケート結果

地域連携薬局を取得にあたって難しい点はありますか（回答者34名）



# 認定基準に関する留意事項

1. 令和3年1月29日付け（令和5年3月31日一部改正）厚生労働省  
医薬・生活衛生局総務課事務連絡「地域連携薬局及び専門医療機関  
連携薬局の認定基準に関するQ & Aについて（令和5年3月31日一  
部改正）」
2. その他留意事項

# 「地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関する Q & A について」(令和5年3月31日一部改正)

【地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加】

(問1)

規則第10条の2第2項第1号における「地域包括ケアシステムの構築に資する会議」として、通知第2の2(1)では地域ケア会議等の3会議を示しているが、その他に認められる会議はあるか。

(答)

地域包括ケアシステムの構築においては、医療・介護に係る地域の課題の把握と社会資源の発掘、地域の関係者による対応策の検討、対応策の決定・実行というPDCAサイクルを回すことが重要である。地域包括ケアシステムの構築に資する会議とは、このサイクルの各段階の実施過程において、地域の関係者が主体的に参加する会議であり、通知に示した3会議と同様の趣旨の会議であれば、地方公共団体が定める条例・規則等に位置づけられる、地域課題の抽出や対応策の検討を行う会議も含めることとして差し支えない。なお、継続的に開催されない会議や、研修会・講演会等は含まないことに留意いただきたい。

(補足)

**「地方公共団体が定める条例・規則等に位置づけられる」**

→ 条例または規則以外にも、県の要綱で定めるものや市町の委託事業など会議の実施主体が公立機関であれば認められます。

**「研修会・講習会等は含まない」**

→ 出席者が単に傍聴するだけの形式のものは「会議」として認められません。

# 「地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関するQ & Aについて」（令和5年3月31日一部改正）

【地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した実績】

（問4）

通知第2の2（3）において、報告及び連絡した実績に含まれないものとして、検査値等のみの情報提供や、利用者の情報を含まない医療機関及び薬局の施設等に係る情報提供、お薬手帳への記載、疑義照会が示されているが、どのような内容であれば実績に含めることができるか。

（答）

「地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対する報告及び連絡」は、利用者の服薬状況に対する当該薬局の薬剤師による主体的な情報収集及び薬学的評価を踏まえた、処方した医師への行動提案を主とした、利用者の適切な薬物療法に資する情報である必要がある。こうした趣旨を踏まえると、報告及び連絡に用いる文書の様式に返信欄を設けること等により、その後の対応を把握するとともに、調剤録等に記録しておくことが望ましい。当該報告及び連絡によって、必ずしも処方変更等がされていなくとも実績に含めることとして差し支えないが、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第24条に基づく疑義照会を行うべき内容の報告や、当該薬剤師による薬学的評価を記載せず、単に利用者の服薬状況に問題がないことを伝える報告、居宅等を訪問して薬剤を交付したことのみを伝える報告、後発医薬品への変更調剤等、情報提供する意義が明らかでないものは実績に含まない。

（補足）

「**単に利用者の服薬状況に問題がないことを伝える報告・・・は実績に含まない**」  
→リフィル処方箋なら認められます。

# R5地域連携薬局等認定取得のための研修会 グループワーク意見結果

滋賀県 > 県政情報 > 申請書ダウンロード > 申請書一覧（健康・医療・福祉） > 認定薬局制度  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302867/317746.html>

## 令和5年度地域連携薬局等認定取得のための研修会にかかる意見結果

標記研修会において実施したグループワーク「認定取得にかかる懸案事項とその解決策等」において参加者から出た意見は下記のとおりでした。なお、同様の意見は集約してとりまとめています。また、一部は質問があった内容への回答として記載しています。

認定基準	認定基準に対する懸案事項	解決策や参考となる取組など
医療機関への情報提供（月平均30回以上）	情報提供時にかかる記録作業に時間がかかる	ひな形を作成しておく 書き方は短くまとめて負担にならないようにする
	文書による情報提供が求められているがどの程度の情報提供手段や記録方法であれば認められるのかわからない	電話で伝えた内容を改めてFAXで送信して文書として記録・保管する メールでの情報提供は印刷して保管・記録する 地域でお薬手帳に情報提供事項を記録することが申し合わせてきているなら、お薬手帳の記録をコピーしてFAXで提供すれば実績となる
	【質問】LINE等による情報提供を認められるのか？	【回答】報告及び連絡に用いる文書（地域情報連携ネットワーク等を含む）の様式は、地域の医師会、薬剤師会等とあらかじめ協議されたものを用いる必要がある。情報提供手段としてLINE等を使用することについては、地域であらかじめ協議されているのであれば差し支えない
	どんな情報であれば実績とできるのかわからない	レアケースではなく日常的な情報から意義あるものを提供することが重要 医師からの処方調整依頼に対して単純な報告だけではなく、アセスメントを付加した情報であれば実績になる OTCの服用状況や検査値を踏まえたアセスメントを行う リフィルならその都度の服薬状況報告や処方状況報告が情報提供実績とできる 疾患に対する患者や家族の理解度・認知度について報告する 患者が医師に言い忘れたこと聞き忘れた情報を報告する 抗がん剤治療中は積極的な情報提供を医療機関側から求められるので副作用有無等の継続的な報告は意義がある 新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養中の状況については情報提供する意義がある 診療科ごとに良い事例や好ましくない事例などをデータベース化して見ると良い 出荷調整中の医薬品に関する情報提供でも、代替薬提案も含める等のアセスメントがあれば実績になる

10以上の条件を満たすの	在宅の報告書が実績となるので在宅の件数を増やせば情報提供件数が増える 地域で開催される会議等に積極的に参加してケアマネとの連携を図れば情報提供の機会を増やすきっかけになる 重要性が高いものは1つの医療機関だけではなく、複数機関（病院、診療所、薬局、介護老人保健施設など）へ情報提供が必要である。複数機関に情報提供すれば結果的に実績件数も増えると考え
2.情報提供することが困難	特別養護老人施設等の利用者が入院される際には、施設から薬局に事前連絡してもらう体制を構築しておいて、入院先医療機関に情報提供をする
3.い情報がわからず、情報5医療機関間にとっては情報7り嫌がられそうに感じる	提供する情報は加算は関係無く患者の同意が不要なものもあるため、あらかじめ医師と提供する情報を整理しておくことが大事 病院や診療所に訪問して話しやすい関係性の構築に取り組む
8.【薬】を感じれないと業務9が困難	薬剤師として患者の生活に介入することの楽しさ（意義）を感じれるように好事例を県内で共有化する 提供した情報に対するレスポンスを求めるようにすれば情報提供に対する意義を感じるができる
10.理設備の導入費用が負担	小規模事業の補助金を活用する 複数店舗を開設している場合は、1店舗がクリーンベンチを所有してグループ内で共同利用すれば導入費用が抑えられる
11.できる薬局を見つけるのが12.利用契約方法もわからない	地域薬剤師会が共同利用できる薬局の情報等を共有して共同利用を推進する 会費薬局の共同利用契約書ひな形があるので、その契約書ひな形を活用すると良い
13.能薬局の紹介にあたって14.方の場合は患者にとって15.れない	地域薬剤師会などが地域ごとに共同利用できる設備を役けるようにする 地域薬剤師会の役員に就任すると行政主催会議の出席を依頼されることがある 在宅訪問時などケアマネとの連携や面会の機会を増やして会議に呼ばれるようにする 地域によっては各種事業の開催スケジュールが公表されているため、事業に参加して顔つきを行い、実績と出来る会議への参加につなげるようにする ケアマネや看護師に対して、嚥下困難や残薬など薬剤師だから把握できる情報を日頃から発信していけば会議への参加に繋がる

5.師の半数6.サボリー7.研修了	在宅開始時にしかサービス担当者会議が開催されず定期的な参加が困難	介護区分やサービスが変わるタイミングで開催される会議に参加する 在宅の件数を増やせば会議の機会も増える
	会議の開催時刻によっては他の業務の都合で参加できない	オンライン型の会議であれば参加可能
	会議に参加しても薬剤師としての話題が無く、薬剤師が主催できる会議は実績にならない	薬剤師として自ら話題を作るように心がける
	健康サポート薬局研修の機会が少い	県薬剤師会主催研修以外にも日本保険薬局協会等の研修を受けられる良い
9.調剤対	研修費用が負担と感じる	会社が受講費用を補助して個人の負担とならないようにする
	研修に対する意識が低い者は受講が進まない	地域で活躍できる研修であることを意識づけるように教育する
	人員や薬の確保が困難	休日夜間は自宅電話対応とし、直ちに投薬が必要ならば調剤応需する体制とすれば良い

課題や懸案事項に対する解決策や参考となる取組を検討しましたので参考にさせていただければ幸いです。

不明な点がありましたらお問い合わせください。

メール：[yakumu@pref.shiga.lg.jp](mailto:yakumu@pref.shiga.lg.jp)

T E L : 077-528-3634